○関東地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二日　関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百九十八号　市川市菅野五丁目一六九二番四から同市菅野五丁目一七四五番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二日　関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百九十八号　市川市須和田一丁目七九番五から同市菅野五丁目一六九二番四地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二日　関東地方整備局長　下保　修

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百九十八号　市川市菅野三丁目一八一三番一から同市菅野二丁目二八二番九地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第六十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二日　関東地方整備局長　下保　修

別表の指定番号九の項住所の欄中「東京都渋谷区代々木一丁目五十八番十号」を「東京都渋谷区代々木一丁目六十番五号」に改める。

別表の指定番号十の項指定区分欄中「省令第十五条第一号から第六号に掲げる区分」を「省令第十五条各号に掲げる区分」に、指定をした日欄中「平成二十二年六月一日」を「平成二十四年二月十五日」に改める。

○関東地方整備局告示第六十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、次のように登録住宅性能評価機関の登録をしたので、同法第十条第一項の規定により、公示する。

平成二十四年三月二日　関東地方整備局長　下保　修

(1)　登録年月日　平成二十四年二月十五日

(2)　登録番号　関東地方整備局長　26

(3)　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社ＥＭＩ確認検査機構

(4)　住所　茨城県つくば市花畑三丁目27番地6

(5)　代表者の氏名　松井　孝雄

(6)　登録の区分　住宅の品質確保の促進等に関する法律第七条第二項第一号から第三号に掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第九条第一号及び第二号に定める区分

(7)　評価の業務を行う事務所の所在地　茨城県つくば市花畑三丁目27番地6、栃木県小山市八幡町二丁目9番28号

(8)　法第十三条の評価員の氏名　永井　悟、松井　孝雄、遠藤　猛、田口　和宏、下島　文雄、櫻井　弘和、平間　寛、辻元　繁也、阿部　嘉之、廣瀬　隆司、望月　民起

(9)　役員の氏名　松井　孝雄、遠藤　猛、田口　和宏、下島　文雄、松井　美恵

(10)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名　永井　悟

(11)　評価の業務を行う区域　茨城県、栃木県、千葉県（野田市、我孫子市、流山市、柏市、松戸市、香取市、成田市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市、栄町、神崎町）、群馬県（館林市、板倉町、明和町）、埼玉県（加須市、春日部市、羽生市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、幸手市、吉川市、宮代町、白岡町、杉戸町、松伏町）

○中部地方整備局告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二日　中部地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年中部地方整備局告示第百六号東三河都市計画道路事業三・四・十八号小松原街道線

三　事業施行期間　自平成十五年九月五日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし　使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月二日　中部地方整備局長　足立　敏之

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第千六百九十三号東三河都市計画道路事業三・四・二十二号田原中央線

三　事業施行期間　自平成十一年九月十日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　変更なし　使用の部分　なし